

農業構造の展望

農業構造の展望について

食料・農業・農村基本法(基本法)においては、「国は、効率的かつ安定的な農業経営を育成し、これらの農業経営が農業生産の相当部分を担う農業構造を確立する」ために必要な施策を講ずることとされている(同法第21条)。

このため、今回の食料・農業・農村基本法計画の見直しに当たっては、基本法に基づき、担い手の育成・確保、担い手への農地集積・集約化等を総合的に推進していく上での将来のビジョンとして、担い手の姿を示すとともに、望ましい農業構造の姿を明らかにする。

また、持続可能な力強い農業を実現していくためには、世代間バランスの取れた農業構造していくことが重要であることから、農業労働力の見通しについても併せて提示する。

食料・農業・農村基本法 一抜粋一

(望ましい農業構造の確立)

第二十二条 国は、効率的かつ安定的な農業経営を育成し、これらの農業経営が農業生産の相当部分を担う農業構造を確立するため、営農の類型及び地域の特性に応じ、農業生産の基盤の整備の推進、農業経営の規模の拡大その他農業経営基盤の強化の促進に必要な施策を講ずるものとする。

(専ら農業を営む者等による農業経営の展開)

第二十二条 国は、専ら農業を営む者その他経営意欲のある農業者が創意工夫を生かした農業経営を展開できるようにすることにかんがみ、経営管理の合理化その他経営の発展及びその円滑な継承に資する条件を整備し、家族農業経営の活性化を図るとともに、農業経営の法人化を推進するために必要な施策を講ずるものとする。

(人材の育成及び確保)

第二十五条 国は、効率的かつ安定的な農業経営を担うべき人材の育成及び確保を図るため、農業者の農業の技術及び経営管理能力の向上、新たに就農しようとする者に対する農業の技術及び経営方法の習得の促進その他必要な施策を講ずるものとする。

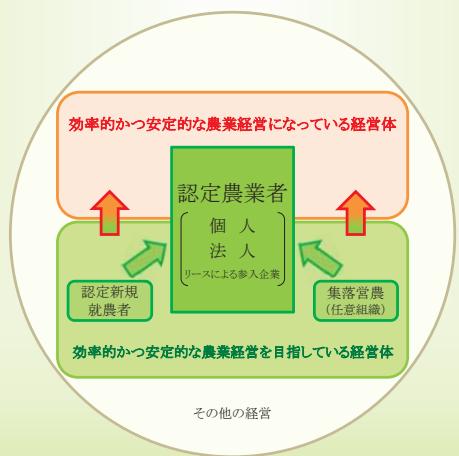
- 1 -

担い手の姿

効率的かつ安定的な農業経営(主たる従事者が他産業従事者と同等の年間労働時間で地域における他産業従事者とそな色ない水準の生涯所得を確保し得る経営)になっている経営体及びそれを目指している経営体の両者を併せて、「担い手」とする。

ここで、効率的かつ安定的な農業経営を目指している経営体とは、

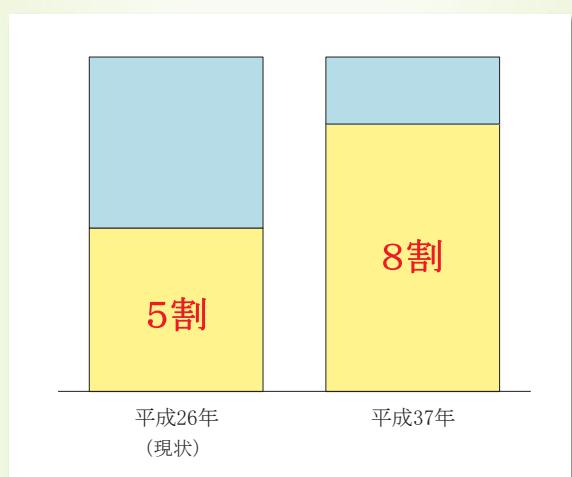
- (1) 「認定農業者」
 - (2) 将来認定農業者となると見込まれる「認定新規就農者」
 - (3) 将来法人化して認定農業者となることも見込まれる「集落営農」
- であるが、これらの経営体については、経営所得安定対策、融資・出資等の施策により、効率的かつ安定的な農業経営となることを支援していく。



望ましい農業構造の姿（平成37年）

担い手の農地利用面積が過去10年間で全農地面積の3割から5割まで増加している中で、基本法第21条を踏まえ、今後10年間において全農地面積の8割が担い手によって利用される農業構造の確立を目指す。

担い手の利用面積の割合



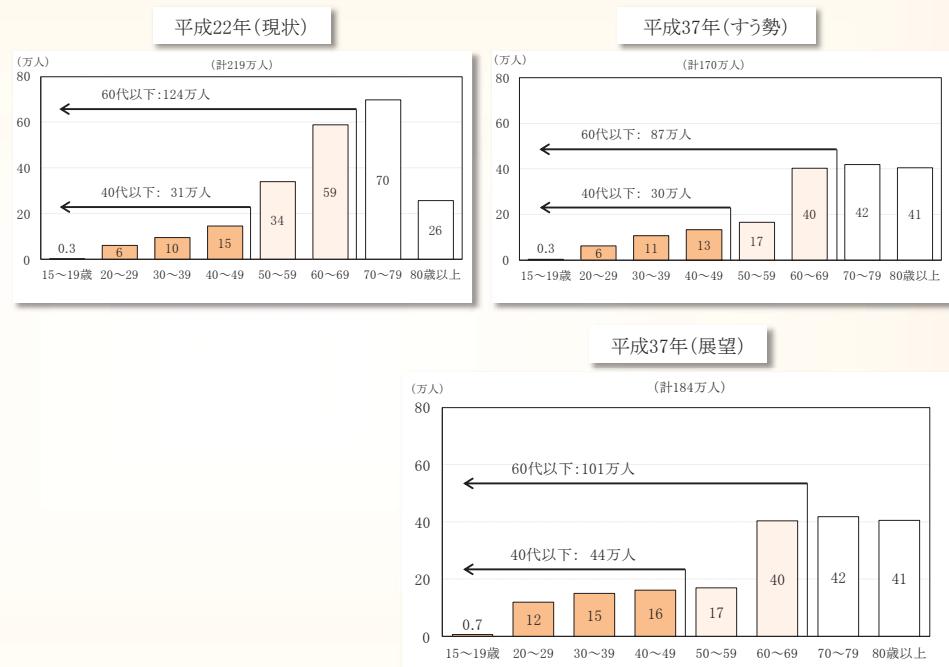
- 2 -

農業労働力の見通し

農業就業者数の試算

農業就業者(基幹的農業従事者及び雇用者(常雇い))について、平成17年から22年にかけてのすう勢を基に試算を行った平成37年における農業労働力の見通しは、次のとおりである。

平成22年までの傾向が続いた場合、農業就業者数は、平成37年には60代以下で90万人を下回ると見通されるところ、農業の内外からの青年層の新規就農により、若い農業者が定着ベースで倍増することを前提とすれば、年齢構成のアンバランスが改善され、平成37年には60代以下で90万人以上を確保することが可能となる。



(備考)1. 農林水産省「農林業センサス」(組替集計)、総務省「国勢調査」(調査票情報を農林水産省で独自に集計)により作成。

2. 試算の前提是以下のとおり。

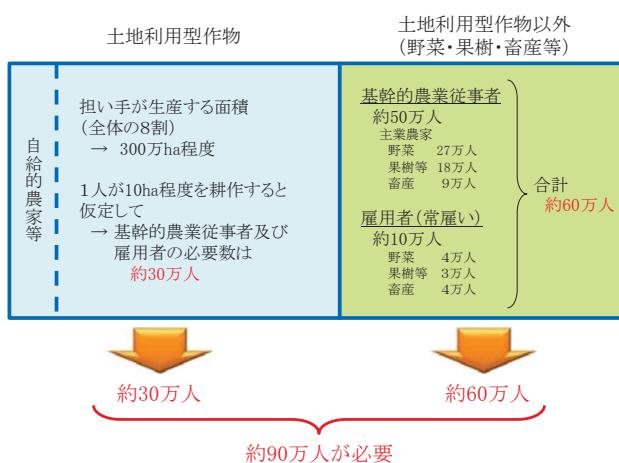
すう勢:各年齢階層の5年ごとの増減数(及び新たに加わる最若年層(15~19歳層)の人数)が、今後も平成17年から22年と同数で推移すると仮定

展望:各年齢階層の5年ごとの増減数(及び新たに加わる最若年層(15~19歳層)の人数)が、今後も平成17年から22年と同数で推移するが、40代以下の増加数が2倍になるものと仮定

- 3 -

付録

農業就業者の必要数



(備考)食料・農業・農村政策審議会第50回企画部会(平成27年1月28日)配付資料
(農林水産省「平成22年耕地及び作付面積統計」、「平成22年農林業センサス」(組替集計)により作成。)

- 4 -